

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
6月28日
(金曜日)

目次

- 告示
県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示の一部改正(森林整備課)……………一
- 解除予定保安林(阿武町)(森林整備課)……………一
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………二
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………二
- 土砂災害警戒区域の指定の解除(二件)(砂防課)……………二
- 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………三
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(二件)(砂防課)……………三
- 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)……………四
- 公告
公共測量の実施の終了(監理課)……………四
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………四
- 公安委告示
警備員等の検定の実施……………五
- 公安委公告
契約の締結……………六

山口県告示第六十八号

県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成三十年山口県告示第二十五号)の一部を



次のように改正し、令和元年七月一日から施行する。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 二の(一)の1の(2)中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。
 - 二 二の(三)中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。
- 別記第一号様式から別記第四号様式までの規定中「~~山口県~~」を「~~山口県~~」に改める。

山口県告示第六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除予定保安林の所在場所
阿武郡阿武町大字木与字大河内一〇一三一・一〇一三二の一・一〇一三五・字才熊一〇一三一の一七・一〇一三一の一九・一〇一三一の二二・字木与谷日平一〇一七八の五・字木与谷道下一〇一八二の一・一〇一八二の二・字木与谷一〇一八二の四・字下川平一〇一八六の一(以上一一筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年六月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路線名 三一六号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
長門市西深川字中村四〇二五の二地先から 同市西深川 同字四〇二五の二地先まで	最狭 一一・八・五	最狭 二一・七・〇		五四・〇	

道路の種類 県道
路線名 津和野須佐線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
萩市大字弥富下字水神森三七七〇の一 地先から同市同大字漆壘三八四六の一 地先まで	最狭 五二・四	最狭 二五・四・〇		四五五・〇	

山口県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年六月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
-----	---------------	---------

三一般国道 三一六号	長門市西深川字中村四〇二五の二地先	令和元年六月二十九日
---------------	-------------------	------------

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
津和野須佐線	萩市大字弥富下字水神森三七七〇の一 地先から同市同大字漆壘三八四六の一 地先まで	令和元年六月二十九日

山口県告示第七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成三十年山口県告示第二百九十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
上田中町(一)14
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百九十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
南岩国町(一)(7)、南岩国町(一)(28)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
上田中町(一)(14)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成三十年山口県告示第二百九十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
上田中町(一)(14)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百九十四号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
南岩国町(一)(7)、南岩国町(一)(28)
- 二 解除に係る区域の範囲

- 一 区域の名称
南岩国町(一)(7)、南岩国町(一)(28)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
上田中町(一)(14)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 区域の名称
南岩国町(一)(7)、南岩国町(一)(28)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)



(四四) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(道路台帳図データ作成)
- 二 作業の地域
下関市
- 三 作業の期間
平成三十年六月二十六日から平成三十一年三月二十九日まで

(四五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市瑞穂町二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区梅田三丁目三番五号
大和ハウス工業株式会社



山口県公安委員会告示第九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和元年六月二十八日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

交通誘導警備業務 一級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 令和元年十月二日（水曜日）の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 令和元年十月二十六日（土曜日）

場 所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和元年八月五日（月曜日）から同月九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

交通誘導警備業務 二級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 令和元年十月二日(水曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 令和元年十月十九日(土曜日)

場 所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和元年八月五日(月曜日)から同月九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者については住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

(二) 添付書類

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

受検手数料 一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この

収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

遺失物管理システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和元年五月十四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地

六 落札金額

六千二百六十六万三千四百円

七 入札公告日

平成三十一年四月二日

八 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事
村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方法
最低価格
-

令和元年六月二十八日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁